

公益社団法人埼玉県看護協会 総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県看護協会（以下「本会」という。）細則第14条の規定に基づき、総会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 総会出席者は、法令、定款、細則及びこの規則を遵守しなければならない。

第2章 総会の出席者等

(会員の出席)

第3条 会員は、総会当日、開会定刻までに受付をすませ、議場に着席する。

(役員出席)

第4条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

(補助者の出席)

第5条 本会の職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を得て総会に出席することができる。

第3章 総会の開会等

(議長団選出前の進行役)

第6条 議長が承認されるまでの間、会長が指名した者が会の進行をつかさどるものとする。

(議長団の選出)

第7条 議長団の選出は、会員の中から推薦委員会が推薦した候補者について総会において承認決議を行う方法によるものとする。

2 議長団には、保健師、助産師、看護師各1名を選出する。

(議長団の着席)

第8条 議長団は、議長団席に着席する。

(議長の権限)

第9条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

一 議長の指示に従わない発言

二 議題に関係しない発言

三 冗長又は重複する発言

四 その他総会の品位を汚したり、他人の名誉を毀損するなど、議事を妨害又は議場を混乱させる発言

(定足数の確認)

第10条 議長は、総会の開会に際し、事務局に4月30日現在の会員数と委任状を含む出席会員数を確認させ、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第11条 議長は、前条の報告により、定款第15条に定める総会成立のための定足数が満たされたことを確認したときは、開会を宣言しなければならない。

(議題の提出)

第12条 会長は、総会に付する議題を文書で議長に提出しなければならない。

(審議の順序)

第13条 議長は、提出された議題について、あらかじめ記載された順序に従い、審議に入るものとする。ただし、理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第14条 議長は、提出された議題について、提出した理事又は監事に主旨説明を行わせた後、その審議に入るものとする。

2 当該議題に関する事項の報告又は説明を行う理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(質疑)

第15条 出席会員は、議題について質疑することができる。

2 会員が発言しようとするときは、発言カードを上げ、議長の許可を得なければならない

3 会員は、発言に先立ち自己の氏名と所属を明らかにしなければならない。

4 発言の順序は議長が決する。

5 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議長の発言)

第16条 議長が討論のため発言するときは、議長を交代し会員席に着かなければならない。

2 議長が討論に参加しようとするときは、その議題又は議題の採決が終わるまで議長に復することはできない。

(説明義務者)

第17条 会員の理事に対する質問の説明は、会長又は会長が指名した理事が行う。

2 監事に対する質問の説明は、監事が行う。

3 理事又は監事は、議長の許可を得た上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第18条 理事又は監事は、会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒否)

第19条 理事又は監事は、質問が次の理由に該当するときは、説明を拒否することができる。

- 一 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
- 二 説明することにより本会の権利を侵害することとなる場合
- 三 質問が重複する場合

四 その他説明しないことにつき正当な理由がある場合

(動議の提出)

第20条 議長は、出席会員から動議の提出があった場合は、まず賛否の決議を行い、賛成の決議を得た後に議題とする。

(優先動議)

第21条 議長は、次の動議は他の議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各1名の討論の後、直ちに採決に入らなければならない。

- 一 議事の進行、討論の打ち切り、休憩又は休会の動議
- 二 議長の不信任
- 三 総会の秩序保持に関する動議

(動議の却下)

第22条 議長は、動議が次の事由にあたる時は、直ちに却下することができる。

- 一 先に提出された動議に関する審議に入っていないとき。
- 二 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- 三 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- 四 法令、定款その他本会が定める規程等に適合しないとき、又は権利の乱用に当たるとき。

(休憩)

第23条 議長は、進行上必要と認めるときは休憩を宣言することができる。

(採決)

第24条 議長は、質疑および討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、議案の可否を採決する。

(採決の方法)

第25条 議長は、裁決の方法について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(議案の修正)

第26条 議案を修正しようとする会員は、会員10名以上の賛成を得て、修正案を予め議長に提出し、その主旨を説明しなければならない。

- 2 議長は、討論の終結後の修正案につき、まず採決しなければならない。
- 3 同一議案について数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。
- 4 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(選挙管理委員の任命)

第27条 議長は、総会終了前に、次年度の総会終結までの選挙管理委員を任命する。

(閉会)

第28条 議長は、議案の議事が全部終了したとき、閉会を宣言する。

(議事録)

第29条 総会の議事録は、書面又は電磁的方法をもって作成し、会長及び議長は記名押印(電子署名を含む)をしなければならない。

2 議事録には、下記の事項を記載する。

- 一 会議日時、場所及び目的
- 二 出席した会員数、役員及び議長団の氏名
- 三 会長又は役員の報告事項
- 四 会議に付された議題
- 五 議題となった動議及び動議者の氏名
- 六 議事及び発言の要旨
- 七 決議事項
- 八 議事録作成にかかる職務を行った者の氏名
- 九 その他議長において必要と認めた事項
(規則の変更)

第30条 この規則の変更は、理事会の決議によらなければならない。

附 則

この規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。